

# 沖縄県尋常師範学校編『学事規定全書』と その沖縄県関係の収録令規について

青嶋 敏

地域社会システム講座

## “Gakuji Kitei Zensho” and Administrative Orders and Notices of Okinawa Prefecture

Satoshi AOSHIMA

Department of Regional and Social Systems, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

### 一 はじめに

沖縄県が戦前期に公布または発令した令達・令規に関する情報を収集・整理することを通じて、そのデータベースを構築することは、沖縄における近代法の形成と展開の研究のための基礎的作業として必要かつ重要な作業であると思われる。そこで筆者は、これまでに、明治期から昭和戦前期までに編纂・発行された沖縄県の令達集ないし令規集のうち『沖縄県令達類纂〔初版〕』（明治39年発行）<sup>(1)</sup>、『沖縄県町村諸規程』（推定発行年明治41年～43年）<sup>(2)</sup>、『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』（明治44年発行）<sup>(3)</sup>、『沖縄県会計法規』（大正3年発行）<sup>(4)</sup>、『沖縄県町村自治之栞 全』（大正4年発行）<sup>(5)</sup>、『糖業関係例規』（昭和5年発行）<sup>(6)</sup>、『沖縄県警察法規類典 全』（昭和10年発行）<sup>(7)</sup>、『沖縄県青年学校法令集 全』（昭和14年発行）<sup>(8)</sup>の8件を取り上げ、これらに収録された令達ないし令規に関する情報を一覧表に整理して紹介を行ってきた<sup>(9)</sup>。

本稿は、上記のような戦前期沖縄県の令達集・令規集に関する研究の一環として、沖縄県尋常師範学校が明治27年（1894年）に編纂・発行した『学事規定全書』（以下「本書」ということがある。）の書誌的情報について詳述するとともに、本書に収録されている明治26年公布・発令の沖縄県の学事関係令規に関するデータを整理して紹介することを目的とする<sup>(10)</sup>。

### 二 本稿における底本と本書の所蔵状況について

本稿で取り上げる沖縄県尋常師範学校編『学事規定全書』の底本は、国立国会図書館の所蔵本である（原本請求記号：CZ-613-018、原本代替請求記号：YDM 38470）（以下「国会図書館本」という）。この国会図

書館本は、現在、国立国会図書館の「近代デジタルライブラリー」で画像として閲覧することが可能である。管見の限りでは、本書の原本を所蔵しているのは国立国会図書館だけである。この国会図書館本の複製本を、琉球大学附属図書館沖縄関係資料室（請求番号：K377.4-G16）および那覇市歴史博物館（資料コード：03010880）が所蔵している。

なお、本書の国会図書館本については、1975年11月11日付『沖縄タイムス』において、阿波根直誠氏（当時琉球大学助教授）によって「発掘」された、「沖縄県の教育史上、空白になっていた明治期の部分を埋め合わせる貴重な資料」として大きく報道されている<sup>(11)</sup>。さらに、「発掘」者である阿波根直誠氏自身が、『沖縄大百科事典上巻』において、本書の国会図書館本に関する簡潔な解説をしている<sup>(12)</sup>。

### 三 『学事規定全書』（国会図書館本）について

#### (1) 本書の体裁

本書の国会図書館本は、目次と本文を合わせて400頁に及ぶ一冊本であるが、後述のように本文は全体を3巻で構成している。

表紙には、年月、書名および学校名が「明治廿七年第五月／学事規定全書／沖縄縣尋常師範学校」（／は改行。引用者による。）と表示されている。書名の前の年月「明治廿七年第五月」は本書の奥付に表示されている印刷および発行の年月と一致する。表紙の中央上部には、「東京図書館蔵」という印影の角印がおさされている（本文1頁の上部中央にも同一の押印がある。）。さらに、表紙の右下に「明治二七・五・二四・内交」という印影の丸印が押されている。したがって、本書の国会図書館本は、国立国会図書館の前身である東京図書館<sup>(13)</sup>の時代に、内務省から東京図書館に交付され

たいわゆる「内交本」であることが分かる。

## (2) 本書の構成

本書の巻頭には、「勅語 明治廿三年十月三十日」という見出しのもとに、明治23年の教育勅語が掲載されており、これに続いて、「文部大臣ノ訓示 明治二十三年十月三十一日」という見出しのもとに、教育勅語に関する明治23年の文部大臣の訓示を掲載している。

ついで、合計7頁にわたって「第一巻目次」、「第二巻目次」および「第三巻目次」が順次掲載されている。

このうちまず、「学事規定全書第一巻」(本文1頁～158頁)は、主として小学校に関する国(中央政府)の法令を収録したものであり、40件の法令と「明治二十四年十一月発布学事法令説明書」を収録している。

つぎに、「学事規定全書第二巻」(本文159頁～242頁)は、主として師範学校および中学校に関する国(中央政府)の法令を収録したものであり、36件の法令を収録している。

さらに、「学事規定全書第三巻」(本文243頁～381頁)は、沖縄県が明治26年に公布・発令した学事関係の令規を収録している。その公布・発令時期は、明治26年3月21日から同年8月2日までである。第3巻に収録されている沖縄県の令規の件数は22件である。

なお、第3巻の巻末(本文382頁～390頁)には、「(明治廿七年一月ヨリ全年三月ニ至ル分)」という見出しのもとに、明治27年1月ないし3月に公布または発令された文部省省令10件、文部省告示2件、文部省訓令1件、勅令1件、合計14件の国(中央政府)の法令が掲載されている。この部分は、「第三巻目次」中でも、第3巻に配列されている沖縄県の令規の末尾に「文部省令 明治廿七年一月ヨリ全年三月ニ至ル」という見出しで記載されている。しかし、この部分は、法令の内容の点から見て、第3巻の一部ではなく、第1巻および第2巻の補遺であると考えられる。

最後に、本書の末尾には、次項で触れるような「奥付」が付されている。しかし、本書には編纂例や緒言の類の文章は付されていない。

## (3) 奥付の記載内容

国会図書館本の奥付では、一行目に印刷年月日が「明治廿七年五月十七日印刷」、二行目に発行年月日が「明治廿七年五月二十日発行」と表記された後に、三行目に「沖縄縣尋常師範学校」と表記されている。ここには同校が「編纂」や「発行」をしたという記載はないが、国会図書館本の表紙に「沖縄縣尋常師範学校」という学校名が表示されていることから見ても、本書は実質的には沖縄県尋常師範学校によって編纂・発行されたものであると考えてよいであろう。さらに、国会図書館本の奥付によれば、印刷者は「東京市京橋区西紺屋町二十六番地」の「佐久間衡治」、印刷所は「東

京市京橋区西紺屋町廿六七番地」の「株式会社秀英舎」<sup>(14)</sup>である。

## (4) 本書の編纂目的

前述のように本書には編纂例や緒言の類の文章が付されていないため、本書にはその編纂の意図や目的を知る直接の手がかりは見当たらない。

ところで、明治23年10月7日公布の勅令第215号「改正小学校令」およびこの改正小学校令の施行のために明治24年11月17日に発令された一連の文部省令(第8号「補習科ノ教科目及修業年限」から第24号「小学校令等未施行地方ニ於ケル正准教員ノ別及特別処分」までの17件の文部省令)の施行は、市制町村制未施行の地方については別に定めることとされていたが、この点について定めた明治25年4月29日公布の勅令第40号「市制町村制ヲ施行セサル地方ノ小学教育規程」<sup>(15)</sup>が沖縄県に施行されたのは、明治26年4月1日であった(明治26年3月21日県令第5号「市制町村制ヲ施行セサル地方ノ小学教育規程施行期日」〔後掲【表1】のE11〕)。さらに、明治25年7月11日発令の一連の文部省令(第8号「尋常師範学校ノ学科及其程度及尋常師範学校ノ女生徒ニ課スヘキ学科及其程度改正」から第15号「尋常師範学校簡易科規程」までの8件の文部省令)による師範学校制度の大幅な改正が沖縄県を含む全府県に施行されたのも、明治26年4月1日であった(具体的には、各文部省令の制定文中で同日を施行日とすることが定められている)。本書は、こうした改正小学校令や改正師範学校制度の沖縄県への施行とこれにともなう沖縄県の学事関係の令規の制定・改廃とをひとつの契機として、編纂・発行されたものであると考えられる。なお、注(12)で引用した阿波根氏の解説では、「本書が県内の小学校にも配布されていたことが確認された」と述べている。阿波根氏はこの解説では「確認」の根拠を明示していないが、本書の内容から言えば「本書が県内の小学校にも配布され」たということは十分にありうることであろう。

## 四 『学事規定全書』収録の沖縄県関係令規について

### (1) 収録令規の件数

前述した阿波根氏の解説では、本書に収録されている沖縄県関係令規の件数について、「〔18〕93年を現時点とする小学校および師範学校の関係法規約20項目がおさめられている」と述べているが、本書に収録されている沖縄県関係令規の件数は正確には22件である。この22件の沖縄県の令規の類型別内訳は、県令17件、訓令4件、告示1件である。

## (2) 収録令規の公布・発令時期

本書に収録されている22件の沖縄県関係令規のうち、公布・発令時期が最も早いものは明治26年3月21日公布の県令第5号「市制町村制ヲ施行セサル地方ノ小学校教育規程施行期日」(後掲【表1】のE11)であり<sup>(16)</sup>、公布・発令時期が最も遅いものは同年8月2日公布の県令第32号「沖縄県尋常師範学校生徒募集規則」(後掲【表1】のE20)および県令第33号「沖縄県尋常師範学校卒業生服務規則」(後掲【表1】のE22)である。このように、本書が収録する令規がすべて明治26年に公布・発令されたものであるのは、前述のように、改正小学校令や改正師範学校制度が明治26年4月1日に沖縄県に施行されたことに伴い制定・改廃された沖縄県の令規を収録編纂するためであったことによると考えられる。

## (3) 収録令規の概要

本書に収録されている沖縄県関係令規の校種別内訳は、小学校関係18件、尋常師範学校関係4件である。すなわち、小学校関係の令規については、学事諸規定発布に関する訓令(後掲の【表1】のE20。以下この段落において同じ。)に続いて、小学校の設置区域・位置(E4)、授業料(E5)、教則(E6)、設備(E7)、教科用図書(E8、9)、教授時間(E10)、祝日・大祭日の儀式(E13)、教員検定(E14、15)、教員給与(E17)、校長および教員の進退・職務・服務(E16、18)などに関する令規が収録されている。他方尋常師範学校関係の令規については、学校規則(E19)、生徒募集(E20)、学資支給(E21)、卒業生の服務(E22)に関する令規が収録されている。

## 五 沖縄県尋常師範学校について

つぎに、本書の編纂・発行者である沖縄県尋常師範学校について若干言及しておこう。

まず、先行研究<sup>(17)</sup>に依拠しつつ、沖縄県尋常師範学校の前身について触れておこう。沖縄県尋常師範学校の発祥は、明治13年2月に開設された会話伝習所にさかのぼる。同年4月、この会話伝習所に師範学校事務取調所が併置されて師範学校の設立準備が進められた。ついで明治13年6月16日布達甲第20号「師範学校ヲ那覇西村ニ仮設ノ件」によって、「本県小学師範学校ヲ那覇西村拾四番地官舎ニ仮設シ沖縄師範学校ト称シ本月廿一日ヨリ開校候條此旨布達候事」<sup>(18)</sup>との布達が発せられた。これにより、同月21日に沖縄師範学校が開校した。

その後、明治19年4月10日に、勅令第13号「師範学校令」が公布され、同勅令で「師範学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス」(第2条)と定められ、「尋常師範学校ハ府県ニ各一箇所ヲ設置スヘシ」(第3条)とされ

た。これにともない、沖縄県師範学校は沖縄県尋常師範学校と改称された。

さらに、明治30年10月9日に勅令第346号「師範教育令」が公布され、同勅令第10条により明治31年4月1日に同勅令が施行されると同時に師範学校令が廃止された。この師範教育令は、教員養成学校の種類を高等師範学校、女子高等師範学校および師範学校の三種に改正した(同令第1条)。これにともない、同令第11条によって、「他ノ法令中尋常師範学校トアルハ本令施行ノ日ヨリ当然師範学校ト改正セラレタルモノト看做ス」ものとされた。これに従い、沖縄県尋常師範学校も沖縄県師範学校と改称されることになった。

このように、沖縄県尋常師範学校という校名が冠されていたのは、明治19年11月から明治31年4月までの約11年4カ月の間であった。

なお、沖縄県師範学校は、昭和18年3月8日公布の勅令第109号による師範教育令の全面改正によって、沖縄県立学校から官立学校に移管され、かつ専門学校に昇格した。

## 六 『学事規定全書』収録の沖縄県関係令規の資料的価値について

### (1) 本書を活用した先行研究について

本書が収録する沖縄県関係令規の資料的価値については、すでに、注(11)で引用した『沖縄タイムス』の報道記事や、注(12)で引用した阿波根氏の解説によって、とりわけ沖縄県教育史の観点から、「貴重な資料」である旨の指摘がなされている。

そうして、本書を活用した研究が近代沖縄教育史の分野で蓄積されている。その代表的な研究として、島袋哲氏の論文「法制面よりみた本県小学校教員養成制度(明治十三年~二十九年)」<sup>(19)</sup>を挙げることができる。同論文は、師範学校令および諸規則の沖縄県への実施過程の考察に当たって、『学事規定全書』所収の4件の沖縄県の令規(明治26年8月2日県令第32号「沖縄県尋常師範学校生徒募集細則」〔後掲【表1】のE20。以下この段落において同じ。〕、明治26年8月2日県令第33号「沖縄県尋常師範学校卒業生服務細則」〔E22〕、明治26年6月16日訓令第111号「沖縄県尋常師範学校生徒学資支給法」〔E21〕、明治26年7月22日県令第30号「沖縄県尋常師範学校規則」〔E19〕中の第二章学科課程表)を検討対象としている。さらに、同論文末尾には資料として、明治26年6月1日県令第23号「小学校校長及教員任用解職其他進退ニ関スル細則」(E16)、明治26年5月24日県令第20号「公立小学校教員給料及旅費額並ニ給料旅費其他諸給与ノ支給方法」(E17)の2件の令規を掲載している。

## (2) 本書収録の令規の資料的価値について

ここでは、本書の国会図書館本が収録する沖縄県関係令規が、戦前期沖縄県の他の令達集・令規集や令達・令規に関する残存公文書等において、どの程度重複して掲載・収録されているかという観点から、本書収録の沖縄県関係令規の資料的価値について検討することしよう。

ところで、本書が発行された後に編纂・発行された戦前期沖縄県の令達集・令規集のうち直近のものは、明治39年版『沖縄県令達類纂』である<sup>(20)</sup>。そこで、本書収録の沖縄県令規と明治39年版『沖縄県令達類纂』所収の沖縄県令規との重複収録状況を確認し整理すると、次のとおりである（後掲【表1】の「他の令規集等との重複収録状況」欄参照）。

①本書の国会図書館本に収録されている沖縄県令規と明治39年版『沖縄県令達類纂』に収録されている令規とが同文のもの：1件（後掲【表1】のE11）。

②明治39年版『沖縄県令達類纂』に収録されている令規が本書の国会図書館本に収録されている沖縄県令規を全面改正したものであるもの：3件（後掲【表1】のE4、E20、E22）。

③明治39年版『沖縄県令達類纂』に収録されている令規が本書の国会図書館本に収録されている沖縄県令規を一部改正したものであるもの：2件（後掲【表1】のE19、E21）。

④本書の国会図書館本に収録されているが、明治39年版『沖縄県令達類纂』には収録されていない沖縄県令規：16件（後掲【表1】のE1、E2、E3、E5、E6、E7、E8、E9、E10、E12、E13、E14、E15、E16、E17、E18）。

なお、後掲【表1】のE15は、戦前期沖縄県の残存公文書のひとつである『明治廿六年本県各課報告綴諸達正誤』（八重山島役所旧蔵）中に「本県告示」第18号として収録されている。

以上によれば、本書の国会図書館本に収録されている沖縄県令規のほとんどが、その後廃止されまたは全面改正もしくは一部改正されており、廃止または改正前の規定内容を本書以外の他の令規集等では参照できないことが分かる。この点に本書の資料的価値があるといえよう。

## 七 後掲の【表1】および【表2】について

最後に、本稿の末尾に資料として掲載した【表1】および【表2】について簡単に解説をしておこう。

まず、【表1】は、本書の国会図書館本に収録されている22件の沖縄県学事関係令規を同書の本文における掲載順に一覧表示したものである。【表1】のうち、「符号」（E）と「整理番号」（1～22）は、筆者が作表の便宜と後日の引用の都合上付したものである。つぎに、

「令規の名称・件名」および「収録頁」の欄については、国会図書館本の「第三巻」の目次の記載内容をベースにして、同書の本文の記載内容と照合したうえで作成した。その際、「収録頁」は、当該の令規が複数頁にわたって収録されている場合でも、最初の頁数のみを示した。さらに、「公布（発令）年月日」、「令規類型」および「令規番号」の欄については、国会図書館本の目次には表示されていないので、同書の本文の記載内容に従って作成した。なお、後掲【表1】のE2（県令第10号）の公布年月日は、国会図書館本の本文では「明治廿六年三月廿一日」と表記されているが、県令第10号を挟む前後の県令第8号（E9）、県令第9号（E13）、県令第11号（E18）、県令第12号（E7）の公布年月日がいずれも明治26年3月31日であることから、県令第10号（E2）の公布日の「廿一日」は誤りであり、正しくは31日であると考えられるが、【表1】では本文の記載内容のまま表示した。最後に、国会図書館本に収録されている22件の令規のうち、戦前期沖縄県の他の令達・令規集や残存公文書に収録または掲載されている令規については、それらの収録頁等を（筆者が当該令規に付した符号〔AまたはB〕および整理番号とともに）「他の令規集等との重複収録状況」の欄に表示した。

つぎに、【表2】には、【表1】に掲載した令規の一部について、令規の名称・件名の目次と本文とでの異同や、本文における公布日の誤記などに関する補足的な説明を付した。

## 八 おわりに

以上本稿では、国立国会図書館が所蔵する沖縄県尋常師範学校編『学事規定全書』を底本として、同書の書誌情報と同書が収録する沖縄県の学事関係令規について紹介してきた。筆者がこれまでに整理・紹介してきた令規集・令達集の中にも、戦前期沖縄県の学事関係令規が多数収録されている。例えば、明治39年版『沖縄県令達類纂〔初版〕』には70件、明治44年版『沖縄県令達類纂〔増補版〕』には84件、が収録されている。また、いずれもその整理・紹介は今後の作業に委ねられるが、沖縄県師範学校が編纂した『沖縄県師範学校一覽』（1901年）や沖縄県私立教育会発行の雑誌『琉球教育』などの出版物にも沖縄県の学事関係令規が掲載されており、さらに、『沖縄県日誌』、『沖縄県下甲乙丙丁号達』、『琉球新報』紙上の「本県公文」欄、『沖縄県公報』などの沖縄県の残存公文書中にも相当数の学事関係令規が含まれている。それにもかかわらず、これらは沖縄県が戦前期に公布・発令した令規の一部に過ぎないであろう。戦前期沖縄県の学事関係令規についても、残存する文献・資料によるデータの整理作業と埋もれた文献・資料の探求作業との継続が必要であ

る。本稿はそのような作業のひとつの試みである。

## 注

- (1) 青嶋敏「明治39年版『沖縄県令達類纂』（上下巻）所収令達一覧」（『社会科学論集』44号、2006年）243-275頁、同「明治39年版『沖縄県令達類纂下巻』巻末「附録」掲載廃止・取消令達一覧」（『社会科学論集』45号、2007年）229-243頁。
- (2) 青嶋敏「『沖縄県町村諸規程』（横内家文書）とその収録令達について」（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』57輯、2008年）131-139頁。
- (3) 青嶋敏「明治44年版『沖縄県令達類纂（上下巻）』所収令達一覧」（『社会科学論集』45号、2007年）245-279頁。
- (4) 青嶋敏「『沖縄県会計法規』とその沖縄県関係の収録令規について」（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）（オンライン版）』59輯、2010年）91-99頁。
- (5) 青嶋敏「『沖縄県町村自治之栞 全』とその沖縄県関係の収録令規について」（『社会科学論集』48号、2010年）71-100頁。
- (6) 青嶋敏「沖縄県内務部編『糖業関係規程』とその収録令規について」（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）（オンライン版）』60輯、2011年）103-111頁。
- (7) 青嶋敏「『沖縄県警察法規類典 全』とその収録令規について」（『社会科学論集』46号、2008年）331-360頁。
- (8) 青嶋敏「『沖縄県青年学校法令集 全』とその沖縄県関係の収録令規について」（『社会科学論集』49号、2011年）215-234頁。
- (9) 以上のほか、青嶋敏編『戦前期沖縄県令達令規目録——令達集・令規集収録編（暫定版）——』（青嶋敏刊、2009年）も合わせて参照願いたい。
- (10) 本稿で取りあげた『学事規定全書』の概要については、青嶋敏「戦前期沖縄県の令達集・令規集について——その書誌情報の素描——」（平成17-20年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）研究成果報告書『沖縄近代法の形成と展開——沖縄の特殊性と普遍性——』（2009年））8-9頁で素描したことがある。
- (11) 「貴重な沖縄文書を発掘／沖縄師範編集の『学事規定全書』／県教育史の欠落埋める／国会図書館に所蔵」阿波根琉大助教授『沖縄タイムス』1975年11月11日付9面1-7段。参考までに、記事の全文を以下に引用することにしよう。「沖縄県の教育史上、空白になっていた明治期の部分を埋め合わせる貴重な資料が、このほど東京国立国会図書館で発掘された。この貴重な資料は、明治二十七年に沖縄県師範学校が編集した『学事規定全書』（東京・秀英社、明治二十七年五月発行）。三百七十八頁に及ぶこの文書は、単行本の形態をとり、これまでその刊行についてもほとんど知られていなかったという。この貴重な資料を発掘した人は、琉球大学助教授の阿波根直誠氏（教育史専攻）。／この資料が、これまで明るみに出ず、国会図書館の奥深くねむっていたのは、同図書館には未整理の本が多く、法律関係のところにおさまっていたためではないかと阿波根氏は話している。／内容は三巻に分かれ、一、二巻は文部省から日本全国（道）府県対象の諸規定令達、三巻には沖縄県当局から前記規定令達などを受けて公布された学事規定がおさまられている。阿波根氏の話によるととくに三巻には、明治二十六年を現時点とする小学校及び師範学校の関係法規約二十項がおさまられており、すでに別の資料で確認できるものも

- あるが、中には、明治二十六年の『小学校教則』『沖縄県尋常師範学校規則』なども入っている。これらは沖縄県の教育史上で空白になっていた部分を埋め合わせるのに貴重な資料として役立つし、とくにこの期は、教育関係雑誌なども欠落しており、また、日清戦争直前ということもあって、規定と実態との差異はともかく、その時代の教育状況を掌握する参考にもなるとのこと。／諸規定は、全般的には本土の場合と変わりなく、やはり旧慣下であって沖縄県独自の事情を反映している点が注目される。例えば、『小学校教則』（県令第二十七号、明治二十六年七月十七日）で、とくに言語教育に意が注がれている点もその一つで、これまで言語教育史上、その起源が不詳であった『普通語』という熟語が、この教則に『普通ノ語』または『普通語』として明確に使用されている。活字としては『沖縄語典』（仲本政也、明治二十九年）が早いのではないかともいわれただけに一層注目される。／この点について『普通語』“標準語”“共通語”と変容するなかで“普通語”という熟語は、日本全国的にみても、沖縄県が最も早く使用されたのではないかといわれているだけに言語政策史上からも興味ある資料といえよう」と阿波根氏は価値づけている。／そのほか、本土ではすでにみられるが、高等小学校に対する『兵式体操』の規定も明記されているし、また、『沖縄県尋常師範学校規則』にある学寮の厳しい規定とその軍事的色彩など、森有礼（初代文相）の国家主義的文教政策を背景にした日清戦争直前の教育状況の一面もみられる。／この資料の発掘によって、これまでの論著にも若干の部分的修正か、または補てんの必要も考えられるので、発掘者の阿波根氏は「琉大図書館をはじめ、沖縄資料編纂所、那覇市史、編集室などへ複写を依頼し研究者の便宜に供したい」と語っていた。（／は改行。引用者による。）
- (12) 沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典上巻』（沖縄タイムス社、1983年）684頁。参考までに、解説の全文を以下に引用することにしよう。『『学事規定全書』がくじきていぜんしよ 沖縄県尋常師範学校が1894年（明治27）に編集発刊した教育法規集（東京・秀英社、菊版、378ページ）。内容は3巻に分かれ、1・2巻は、文部省より全国道府県を対象にして公布された諸規定令達類、第3巻は、前記諸規定令達等を直接間接に受けて沖縄県当局より公布された学事諸規定。〔18〕93年を現時点とする小学校および師範学校の関係法規約20項目がおさまられている。とくに、「本県小学校教則」（1893）や「沖縄県尋常師範学校規則」などが注目されよう。本書が発掘されたのは1975年（昭和50）で、従来の沖縄関係文献集にもおそらく登場しなかったと思われる、いわば〈まぼろしの書〉である。単なる規定集以上の歴史的意義、内容（例えば本県言語教育史上）と価値をもつ貴重な資料とみてよい。その後、本書が県内の小学校にも配布されていたことが確認された。図『沖縄タイムス』（1975.11.11）、『沖縄県史』第1巻（1976）。』（〔 〕内は引用者による。）
  - (13) 明治13年（1880年）7月1日文部省布達第1号「東京府書籍ヲ文部省ノ所轄トナシ東京図書館ト改称」により、東京府書籍館が文部省に移管され、名称が東京図書館に変更された。その後、東京図書館は、明治18年（1885年）6月に東京教育博物館（国立科学博物館の前身）と合併したが、明治22年（1889年）3月2日公布の勅令第21号「東京図書館官制」により東京教育博物館から分離して独立の図書館となり、さらに明治30年（1897年）4月27日公布の勅令第110号「帝国図書館官制」によって東京図書館官制が廃止さ

れ、東京図書館は帝国図書館に名称変更された。東京図書館の沿革については、国立国会図書館編『国立国会図書館三十年史〔本編〕』（同館、1979年）21-24頁参照。

- (14) 秀英舎は明治9年（1876年）に創立された活版による印刷会社（明治27年に株式会社化）であり、東京専門学校（早稲田大学の前身）の印刷所として創立された日清印刷（明治40年に株式会社化）と昭和10年（1935年）に合併して、社名を大日本印刷株式会社と変更した。秀英舎の沿革については、大日本印刷株式会社社史編集委員会編『大日本印刷百三十年史』（大日本印刷、2007年）14-156頁参照。
- (15) 内閣官報局編『明治年間法令全書 明治25年-1』（原書房復刻版、1979年）勅令の部73-74頁。本書26頁にも収録されている。
- (16) 本書の本文244頁では、後掲【表1】のE2（県令第10号）の公布年月日も明治26年3月21日と表記されているが、後述のように、この公布日の表記は誤りであると考えられる。
- (17) 琉球政府編『沖縄県史第4巻各論編3教育』（琉球政府、1966年）451-458頁〔真栄田義見執筆〕。
- (18) 沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令違類纂〔初版〕』（1906年）上巻271頁。
- (19) 阿波根直誠編『沖縄県の戦前における師範学校を中心とする教員養成についての実証的研究（昭和五十四年度科学研究費補助金（一般研究B）研究成果報告書）』（沖縄教員養成史研究会、1980年）33-65頁。
- (20) 明治34年10月に発行された沖縄県師範学校編集『沖縄県師範学校一覧』には、沖縄県師範学校関係の令規15件が収録されているが、公布年月日、令規類型、令規番号が記載されていないため、『学事規定全書』収録の沖縄県令規との照合は未着手である。その整理・紹介は別の機会に譲りたい。

### 〔付記〕

本稿は、2009～2011年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)「沖縄近代法の構造とその歴史的な性格」（研究課題番号21243002、研究代表者沖縄大学教授田里修）による研究成果の一部である。

(2011年9月16日受理)

【表1】『学事規定全書』所収沖縄県関係令規一覧

符号	整理番号	公布（発令）年月日	令規類型	令規番号	令規の名称・件名	収録頁	他の令規集等との重複収録状況
E	1	明治26/07/21	訓令	131号	学事諸規定発布ニ付キ訓令	243	
E	2	明治26/03/21	県令	10号	学齡児童ヲ保護スヘキ者ノ代人ニ関スル規則	244	
E	3	明治26/03/31	県令	13号	小学校ニ出席スルコトヲ許サ、ル児童ニ関スル規則	245	
E	4	明治26/03/31	県令	15号	高等尋常小学校同分校設置区域及位置	246	
E	5	明治26/07/07	県令	26号	授業料ニ関スル規則	249	
E	6	明治26/07/17	県令	27号	小学校教則	249	
E	7	明治26/03/31	県令	12号	小学校設備規則	272	
E	8	明治26/07/19	訓令	129号	小学校教科用並参考用図書ニ付キ訓令	274	
E	9	明治26/03/31	県令	8号	小学校教科用図書審査等ニ関スル細則	274	
E	10	明治26/07/07	県令	25号	小学校ノ毎週教授時間ノ制限	275	
E	11	明治26/03/21	県令	5号	市制町村制ヲ施行セサル地方ノ小学校教育規程施行期日	279	明治39年版『沖縄県令達類纂』上巻367頁（A263）、明治44年版『沖縄県令達類纂』第六類161頁（B257）。
E	12	明治26/04/18	訓令	70号	公立小学校ニ関スル報告例	279	
E	13	明治26/03/31	県令	9号	小学校祝日大祭日ノ儀式ニ関スル次第	286	
E	14	明治26/03/31	県令	14号	小学校教員検定ニ関スル細則	288	
E	15	明治26/07/22	告示	18号	小学校教員乙種検定ニ関スル学科程度課題数時間及用書	300	『明治廿六年本県各課報告綴諸達正誤』（八重山島役所）中の「本県告示」第18号。
E	16	明治26/06/01	県令	23号	小学校長及教員任用解職其他進退ニ関スル細則	317	
E	17	明治26/05/24	県令	20号	公立小学校教員給料及旅費額並給料旅費其他諸給与ノ支給方法	320	
E	18	明治26/03/31	県令	11号	公立小学校長教員職務及服務細則	325	
E	19	明治26/07/22	県令	30号	沖縄県尋常師範学校規則	330	明治39年版『沖縄県令達類纂』上巻226頁（A230）は一部改正された令規。
E	20	明治26/08/02	県令	32号	沖縄県尋常師範学校生徒募集規則	371	
E	21	明治26/06/16	訓令	111号	沖縄県尋常師範学校生徒学資支給法	376	明治39年版『沖縄県令達類纂』上巻265頁（A236）は一部改正された令規。
E	22	明治26/08/02	県令	33号	沖縄県尋常師範学校卒業生服務規則	379	

【表2】 【表1】 への補注

符号	整理番号	補注
E	2	本文244頁では、公布日を「廿一日」と表記しているが、E2の県令第10号を挟む前後の県令第8号(E9)、県令第9号(E13)、県令第11号(E18)、県令第12号(E7)の公布年月日がいずれも明治26年3月31日であることから、E2の交付日も31日であると考えられるが、本一覧表では本文の表記にそのまま従い、21日と表示した。E2は、明治39年版『沖縄県令達類纂』下巻末附録7頁の「被廃止・取消令達」A被104の条文テキストに該当する。同附録9頁の「廃止・取消令達」A廢93で廃止された。
E	4	目次6頁では「全分校」と表記し、本文246頁の件名表示では「同分校」と表記している。本一覧表では本文の件名表示の表記に従った。
E	8	目次6頁では「参考用図書」と表記し、本文274頁の件名表示では「参考用書」と表記しているが、本文の条文では「参考用図書」と表記している。本一覧表では目次および本文の条文の表記に従い「参考用図書」とした。
E	11	目次6頁では「市町村制ヲ施行セサル地方ノ小学校教育規程施行期日」と表記し、本文279頁の件名表示では「小学校教育規定施行期日」と表記している。本一覧表では目次の表記に従い、かつ本文の条文にもとづき「市」の後に「制」を補充した。
E	12	明治39年版『沖縄県令達類纂』下巻末附録10頁の「被廃止・取消令達」A被166の条文テキストに該当する。
E	14	本文288頁の件名表示では「検定」の後に「等」があるが、本一覧表では目次の表記に従った。
E	15	本文300頁の件名表示では「小学校教員乙種検定ニ関スル学科程度等」と表記しているが、本一覧表では目次の表記に従った。
E	20	目次7頁では「全生徒募集規則」と表記しているが、本文371頁の件名表示により、「全」を「沖縄県尋常師範学校」と変更した。
E	21	目次7頁では「全生徒学資支給規則」と表記しているが、本文376頁の件名表示により、「全」を「沖縄県尋常師範学校」と変更し、「支給規則」を「支給法」と訂正した。
E	22	目次7頁では「全卒業生服務規則」と表記しているが、本文379頁の件名表示により、「全」を「沖縄県尋常師範学校」と変更し、「服務規則」を「服務細則」と訂正した。